

平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	市 民 課 長	木 内 利 雄
農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 坂 幸 雄
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	長 谷 川 勲		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 4 号

平成 20 年 9 月 10 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 10 号 にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 4 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づき出席を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、11 番佐々木弘議員の一般質問を許します。11 番佐々木弘志議員。

【11 番（佐々木弘志君）登壇】

11 番（佐々木弘志君） おはようございます。11 番佐々木弘志です。

質問に先立ち、市民の皆さんに 9 月 5 日と 6 日の 2 日間にわたる「白瀬・南極フェア」が成功裏に終了できましたこと、心から御礼申し上げます。また、本年 1 月 27 日、「白瀬中尉をしのぶ集い」で講演なされた立松和平氏の「南極に行った男 小説・白瀬南極探検隊」が 9 月 5 日に発行されました。秋田の文化、世界の偉人、世界の英雄白瀬中尉を通して、にかほ市のまちづくりの応援になっております。市民の皆さんとともに、夢と希望と誇りをいただき、元気なまちづくりの一步になったところです。

それでは、初めに、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改正について、6 月の定例会に引き続き質問いたします。

本件については、圧倒的に国民から不評を買ったことから、政府・与党は見直しを打ち出しております。いかなる改正が、いつから、だれを対象に、どのように措置されるのか、にかほ市におけるその改正の対象者は何人か、その総額は幾らで、財源はどこから出てくるのをお尋ねいたします。

関連して、次の 2 点についてお尋ねします。高齢者について市長はどう考えているか。高齢者に優しい施策にどんなものがあるか。

二つ目の質問に移ります。ガス事業の民営化についてお尋ねします。既に熱量変更も完了し、旧 3 町のガス料金の統一もスムーズになされております。今後における中・長期的展望の中で、ガス事業を民間に事業譲渡する考えがあるか、お尋ねします。また、東北地区における仙台ガス等、他

公営ガスの民営化の動きについてどのように把握しているか、お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、長寿医療制度についてでございます。さきに質問されました池田好隆議員への答弁と重複する部分もあるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

6月12日に政府・与党において取りまとめられました高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についての決定によりまして、各都道府県、後期高齢者医療広域連合において、見直しの措置がなされているところでございます。具体的な内容については担当部長がお答えいたします。

次に、高齢者についてどのように考えているかとの御質問でございます。高齢者という線引きは大変あいまいではありますが、世界保健機構－WHOでございますが－の定義では65歳以上の方を高齢者としているようであります。老人福祉法においては、お年寄りとは多年にわたり社会の進展に寄与したものと敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活が保障される一方、その知識と豊富な経験を活用して社会活動に参加するように努めなければならないと規定されております。一般的に高齢者の皆さんの多くは、知識と経験豊富でさまざまなことに熟達しております。そして、第一線を退いたとはいえ、私たちにとっては学ぶべきこともたくさんありますし、また、後世に伝えるべきこともたくさんあると思っております。

にかほ市の65歳以上の方で、要支援、要介護の認定を受けていない元気な高齢者が6,700人以上おられるわけでございまして、今後ともまちづくりのパートナーとして、地域づくりの担い手としての活躍に大きな期待を寄せているところでございます。そして、社会の発展に貢献された高齢者の皆さんを敬愛し、行政も含めて、社会全体で支えていくことが大切であろうと、そのように思っているところでございます。

次に、高齢者に優しい施策はどんなものがあるかという御質問でございます。それぞれ価値観は違うわけですが、何といたっても、人間にとって生涯を元気で、生き生きと、そして自分らしく、住みなれた地域、住みなれた家庭で家族に囲まれて暮らせることが何よりもまさる幸せではないかと、そのように思います。

行政といたしましては、そのお手伝いとしてさまざまな施策を講じているところでございます。例えば、高齢者や家族の介護に対する不安を解消するために発足した介護保険制度の中では、要介護状態になることを防ぎ、たとえなつたとしても、それ以上の悪化を防ぐためにさまざまな制度を利用していただいております。また、高齢者が自立した生活ができるように、介護予防を中心とした地域支援事業や介護予防給付事業でお手伝いをしているところでございます。介護保険給付事業も同様でございます。

一方、生きがい支援のための集落サロン事業、老人クラブ活動への支援、あるいは安全・安心な生活支援のための見守りネットワーク体制の整備などがございますが、今後とも高齢者の皆さんの生活支援制度の充実などに努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、ガス事業の民営化についてでございます。にかほ市のガス事業については、御承知のよう

に、旧3町の事業を引き継いで行っておりますが、最も早い象潟では昭和29年から、仁賀保が35年から、金浦が36年から操業を開始しております。これまで公共性を発揮しながら市民生活に欠かすことのできないライフラインとして安定供給に努めてきたところでございます。しかし、近年の規制緩和による自由化の促進、他エネルギーとの競合、社会構造やライフスタイルの変化等々、ガス事業を取り巻く環境は大きく変化し、厳しさも増している状況でございます。加えて、行政サイドにおいても、地方分権の進展、厳しさを増す地方財政などにより、なお一層の行財政改革を求められていることは御承知のとおりであります。にかほ市においても公的サービスの役割や方法など、事務事業の見直しを行い、民間でできるものは民間にとの考え方を基本に指定管理者制度への移行など、行財政改革に取り組んでいるところでございます。公営企業も同様でございます。平成18年度には熱量変更作業終了し、料金改定も19年度に行っておりますので、ガス事業の民営化については検討に値する環境が整ったと、そのように考えているところでございます。したがって、にかほ市行財政改革大綱及び集中改革プランに基づいて、ガス事業については民間への事業譲渡を検討してまいりたいと考えているところでございます。

ただし、民営化については、将来的な経営見通し、固有の沿革など、地域の実情を踏まえ、総合的に判断する必要がありますので、市民の皆さんにとってさらに利益が高まるような民営化に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、東北地区における公営ガス事業の民営化の動きなどについては、ガス水道局長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 後期高齢者医療制度、長寿医療制度の改正についての御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、政府・与党は6月12日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を取りまとめまして、保険料の見直しを行っております。見直しの内容といたしましては、一つには、基礎年金だけで暮らしておられるような所得の低い世帯に対しましては、均等割額の軽減拡大が図られております。20年度、今年度は、従来7割軽減だった方が一律に8.5割軽減となりました。21年度、来年度には7割軽減されている世帯のうち、年金収入が80万円以下の場合には9割軽減するとしております。二つ目は、所得割額を負担している方のうち、基礎控除後の所得金額が58万円以下の方、年金収入では153万円から211万円までの方でございますが、これらの方は20年度 — 今年度は、所得割額が5割軽減となります。21年度 — 来年度は年金収入に応じまして、10割から2.5割の軽減を行うとしております。

6月12日の見直しによるにかほ市の軽減対象者は、均等割額が7割軽減から8.5割軽減となった方が1,261人で、軽減拡大部分の軽減額が742万1,096円となっております。所得割額が5割軽減となった方が242人で、軽減額が242万1,114円となっております。したがって、6月12日の見直しの対象者は1,503人で、軽減額は984万2,210円となります。さきに、池田議員にお答えした数字は、軽減額の総数で、ただいま佐々木議員にお答えした数字は、総数の中から6月12日の見直しによる軽減額を抜き出したものということになります。

見直しによる保険料の減収部分につきましては、すべて国の財源によりまして、広域連合に対して、財政調整交付金として交付されることになっております。

また、保険料の見直しとともに、支払い方法につきましても、一部見直しが行われております。一つには、国保税を世帯主として2年間滞納せずに確実に納付していた場合、二つ目として、年金収入が180万円未満の方で、世帯主、または配偶者の口座から口座振替により保険料を納付する場合には、申し出によって、年金から天引きする特別徴収から口座振替による普通徴収に変更できるようになりました。にかほ市においては、13名の方が変更の申し出を行っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、そのほかの公営ガス事業の民営化の動きについてお答えしたいと思います。

我が国の公営ガス事業は、明治9年に当時の東京府がガス灯をともしたのが始まりとされております。昭和に入りまして、国産の天然ガスの開発が急速に進みましましたので、家庭用燃料の供給として公営ガス事業も事業を行っております。昭和50年代の前半には、これはピーク時を迎えまして、これは75の事業者となっております。その後、社会情勢等の変化によりまして、民間企業への事業譲渡が行われ、公営企業は年々減少しつつありまして、平成13年12月には62事業者となっております。

その後、東北管内では山形県営ガス事業が平成13年3月に民間に譲渡しております。受け入れ先は三川町の庄内中部ガスというところで行っております。平成13年の4月1日は秋田市営ガス事業が東部ガスに譲渡されております。また、平成14年10月1日には能代市営ガス事業を能代エネルギーサービスというところに事業を譲渡しました。

本年の6月現在で全国のガス事業者は212社であります。そのうち、公営は32事業者となっております。東北管内では、ガス事業者が37社、うち公営は6事業者でございます。平成12年4月の時点では、東北管内には12の公営ガス事業がありました。先ほど申し上げましたけれども、秋田市ガス事業のように、民間へ譲渡されたものは3事業者、それと、にかほ市のように市町村合併で減少したケースもあります。合併においては5事業者から2事業者に減少しているところであります。これによって、現在は6事業者となっているものでございます。

6事業者の内訳でございますけれども、宮城県が仙台市、それに気仙沼市の2事業者、山形県が庄内町、これは旧余目町でございますけれども、この1事業者、残りが秋田県で、男鹿市、由利本荘市、それと、にかほ市の3事業者となっております。

この中で、現在民営化を公表しているものは、先ほど佐々木議員の話にもありましたように、仙台市でございます。これにつきましては、新聞などのマスコミでも報道されておりますので、御承知のことと思います。平成22年の4月の事業譲渡の予定で、ただいま受け入れ先の公募を行っているところでございます。そのほかでは、公表はなっておりませんが、気仙沼市でも民営化の検討を行いまして、昨年検討委員会で民営化が望ましいとの答申まで出ているようでございますけれども、その後の動きについてはあまりないようでございます。

東北管内では、公営事業者の動向で私どもが把握しているものはこれだけでございますけれども、参考までに、全国的な民営化の動向についてでございますけれども、本年の4月1日で愛知県の桑名市が民営化に移行しております。そのほかに、現時点で民営化が決定している事業者及び検討している事業者は、仙台市を含めまして、4事業者はあります。九州の福岡県久留米市では21年4月1日で民営化すること決まっております。来年の4月1日で民営化というふうに決まっております。仙台市は、先ほど申し上げましたとおり22年の4月ということを進めているところでございます。京都府の福知山市、ここでも今民営化を進めておりまして、これは受け入れ先の検討に入っているという時点まで進んでいるようでございます。それから、もう一つ、群馬県の藤岡市、それと高崎市営ガス、これは企業団で行っておりますけれども、この企業団についても検討委員会で民営化が望ましいと、答申を受け、それに向かって今現在準備を進めているといったところでございます。

以上、今のところ、私どもがわかっているのは以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 6月の市長答弁では、費用負担について、公費5割負担に固執しなくてもよいと答弁されております。また、この制度のデメリットとしては、老人保健制度ではなかった保険料の負担が発生したことを挙げております。天引きについては、もっと見直しをと。制度そのものについては、さらに見直しをしてもらいたいと答弁されたところであります。医療制度の一本化については、引き続き実現に向けて要望活動を展開すると、前向きな答弁をしております。そこで、以上につけ加えて、廃止も含めてと、さらに踏み込んだ考えはあるのかどうか、答弁を求めます。

というのは、きょうの新聞でも、あるいは今月の6日の新聞でも、与党方針がころころと変わって、何が何だかわからないぐらいの見直しを図り始めている状況でございます。前にも述べたかとも思いますけれども、難しくすればするほど、その制度というのは悪い制度だと、いわゆる国民が、市民がわかりづらい、わからないようにするのが、いわゆる改正という名前がありますけれども、私にとってはこれは改悪であろうと思います。わかりやすく、先ほど市長の答弁にもあったように、医療制度の一本化、そういう方向へ進んでいくような形をとっていき、わかりやすい制度こそ改正であろうと思いますので、答弁しにくいかもしれませんが、廃止も含めて、と、さらに踏み込んだ考えはないのか、答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 再質問では、三つほどかなというふうなあれですが、公費負担5割、これに固定する必要はないというふうな6月定例会でお話をさせていただきましたが、今回の場合は、この見直しによって、公費5割の部分を超えているわけですね。これは国が負担する部分、大きく出てくるわけです。ですから、そういう見直しはこれからもいろいろ検討していただきたいものだというふうに思います。

それから、廃止ですが、池田議員にも少しお答えしましたが、世論調査では、現在の制度を維持しながら、やはり見直したほうがよいという支持が五十数%あるわけです。ですから、私も、やはり現在の制度をよりよい形で改革できるものは改革していただいて、維持することが必要ではない

かというふうに思っております。

医療制度の一本化については、やはりこれから高齢化社会がどんどん進む中においては、やっぱり医療制度は一本化するべきだろうと、将来的に向けては一本化するべきだろうというふうに思っております。ただ、これが国保の形で一本化されるとこれまた大変だなというふうに思っておりますので、医療制度については、将来に向けて何とか一本化に向けて国のほうで取り組むように、我々もいろんな形で声を上げていきたいなと思っております。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） 国民の中で 75 歳以上の高齢者がこの医療制度で分離、差別されていることは御存じのとおりだと思います。さらにその上、市民部長も、池田同僚議員に対してお答えしているように、国のいろんな広報が出ているわけですね。なかなか読みづらいというような答弁でございましたけれども、私もなんかも読んだんですが、もう複雑に複雑に複雑にしているような方ですね。それこそ市民部長も暗記しては言えない、そういうような形で、しかもころころと変わっていると。そういうふうに 75 歳以上の高齢者の中においても、天引きと口座振替で社会保険料の控除の差別がなされておられませんでしょうか、お尋ねいたします。

所得の低い方の保険料を軽減しましたという甘い言葉で一部の高齢者を籠絡し、さらに 75 歳以上の高齢者の中での分断、差別化を企てております。9 月 6 日の、先ほど申し上げたさきがけ新報の記事によれば、1 月から窓口負担をもとの 1 割に戻す方針を与党が固めたと。本日の朝刊でもさらなる見直しの記事がありました。ころころ見直しなければならぬこの長寿医療制度 — 後期高齢者医療制度は参議院で可決された廃止法案を速やかに衆議院でも可決するべきと思いますが、いかがですか。先ほどの答弁と重複しますが、お尋ねいたします。

あるメディアの方が、「運営主体が広域連合で、架空の地方自治体をつくっている。窓口は市町村で、財政責任を負わない。だから、政府を含めて三重の無責任体制」とまでとこきおろしております。しかし、現実には、窓口になっているにかほ市も被害者であるではありませんか。長寿医療制度 — 後期高齢者医療制度という悪法が、あたかも合併したせいであると誤解され、批判されることはありませんか、お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 長寿医療制度について、合併によってこのようになったというふうな話は直接、私、伺っておりません。ただ、この長寿医療制度については、いろいろなこれまでの医療のひずみ、いろんなことがあって、こうした複雑な形になっているのではないかと思います。

ただ、今、確かに 75 歳以上という線引きの中でやっていますが、やはり 75 歳以上という方々の医療費というのは、それ以下の方々と比べると、年々すごい大きさを医療費がふえているわけです。その方々にも安定的に医療を受けることができるように、国、あるいは地方公共団体、それから、現役世代、あるいは高齢者の世代から負担の割合を明確にして高齢者医療を支えようというのが、私は原点だと思っております。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） 答弁漏れありますが。税金について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 国会の状況の御質問のようでございますが、先ほど申し上げましたように、世論も現状の制度を維持しながら見直しをしていただきたいというような調査結果もあります。私もそのように考えております。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 今、社会保険料の控除の差別について市長が直接答弁なされておりますけれども、高齢者についての考え方、市長は先ほど語る述べられました。公的見解というような形で受けとめたいと思いますが、私は、高齢者というものは、幸せの高齢者、幸いの歳の者と書いて「幸歳者」であり、そうであってこそ、若い人にとっても、夢も希望もあり、誇りを持って元気に生きることができると思いますが、いかがでしょうか。

それから、これも私が一般質問要旨を提出してからですけれども、9月1日の魁新報の「対話 会話」欄に、「長寿社会を心豊かに」の中で、秋田市の永瀬さんという方が次のように述べております。「家族や世代、地域を超えてみんなで支え合おう、という考え方は、かつて私の田舎の集落では、ごく自然にそのようなことが行われていた。介護も子育ても、近隣の人たちみんなと一緒に笑顔で、みんなが打ち解け、助け合う暮らしがあった。経済的にも物質的にも貧しかった。だが、今思うと、心豊かな記憶であり、懐かしい。社会を支える心の持ちようをあらためて考えたい」。このことについて、市長は同思われますか、お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほどお答えしたとおりでございます。そして、今、佐々木議員がおっしゃることももっともなことではないかなと思います。

議長（竹内睦夫君） 佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 時間がたくさんありますので、先ほどのガスに関連してお尋ねしたいと思います。

にかほ市の例規集を見ればわかると答弁されるかもしれませんが、8月23日の魁新報において、「にかほ市と東部ガス（秋田市）ガス料金を値上げ、10月から」、こういう記事が出ていました。それで、ちょうど、老人クラブがありましたので、そのときにいろいろ質問されたわけですが、確かに、例規集を見ればわかるということなんですけれども、局長、市民にわかりやすく御説明できませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 確かに、新聞のほうには、にかほ市と東部ガス、ガス料金を値上げということで報道がなされております。これにつきましては、佐々木議員のおっしゃるとおり、私どもは例規に基づいて、条例集に基づいて行っているものでございます。

料金改定の際にも御説明申し上げましたけれども、原料費調整制度でございます。これは、主原料を輸入に頼っておりますので、LNG、あるいはLPG、こういうガスの主原料が値上がりした場合、あるいは値下がりした場合については、それによって物価スライドを行うというシステムでございます。これは料金改定ではございません。あくまでも物価スライドという考え方でございます。

して、通常の料金改定のように、経産局の許可を得るというものではなくて、決まった計算式の中において、料金をスライドさせて、そして、それを経産局に報告するというものでございます。その報告を受けたものを経産局でチェックした上で公表しているふうな状況でございます。

私どももこの制度が料金改定を1月1日から行っておりますけれども、その料金改定時での、その時点での原料の価格、これが基準価格となっております。これにおいて、四半期ごと、3ヵ月ごとにこの間の原料価格がどうなったのかということを経産局のほうから送られてきます。これは、財務省の貿易統計ということで、これらの数値の3ヵ月の平均の単価と料金改定時の単価の差について、それを改定していくという考え方で進めているものでございまして、残念ながら、今、このような料金が、原料価格が上がっておりますので、料金改定を適用した3ヵ月後、4月1日からの料金、並びにその後の3ヵ月後の7月1日からの料金、それから今後の10月1日からの料金というふうに、3回とも料金スライドがされております。

その都度報告して広報等に記載しておりますので、皆さん御承知のことだというふうに私どもも理解しておりますし、また、この制度につきましては、合併以前の旧金浦町が最も早く平成8年から採用されております。これは、プロパンガス、LNGを対象としたものでございます。その後、象潟町では、平成17年からこの制度が採用されております。仁賀保地区においては、そのような原材料を使っておりませんので採用はされておりました。したがって、今回にかほ市においても、主原料が輸入に頼った原料ということになっておりますので、これに合わせて物価スライドを行っているというもので、必ずしも値上げだけではございません。値下げもあります。動いた範囲内において上げていく、下げていくというふうな制度で、上がる場合については、上限が6割というふうな規定がございます。主原料が6割以上になってもそのまま据え置きというふうな形のもので動いているものでございまして、値下げについては下限はありません。幾らでも安くしてくださいというふうなシステムでございまして、新聞によれば、採用しているところ、採用していないようなところというふうな書き方がございますけれども、これは、こういうものを使っているところはこういう制度を取り入れなさいということなので、やる、やらないということの選択肢ではございません。必ずこういうものを、主原料に輸入したものを使用している場合はやらなければならないということでやっているものでございます。

今回の料金改定のものについては、今後のお知らせ版の中で公表するというふうな形になっております。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 大変わかりやすい答弁でございました。できれば、もっと短ければもっとわかりやすかったんじゃないかと思えます。

高齢者に対する、私が市長に対してどう考えているかという質問をしたのは、やはり今の国の頭のいい人たちの考えることは心がないと、そういうふうに、私、66年生きてきた中で考えておりますので、どうか、市長におかれまして、国が決めたことだからと、そういうことじゃなくて、それに地方においてはそれにプラスして心を入れてやるんだというような考え方でやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほど申し上げた以外には申し上げることはございません。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 終わります。

議長（竹内睦夫君） これで11番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

次に、8番小川正文議員の一般質問を許します。8番小川正文議員。

【8番（小川正文君）登壇】

8番（小川正文君） まず最初に、文中の訂正をお願いしたいと思います。1枚目の6行目ですか、7行目ですね、「改めて注目されています」と書くところを、「改めて注目されてします」になっておりますので、「い」に改めていただきたいと思います。

それから、2枚目の3行目、女性参画について、「当局対策」となっておりますので、「当局の対策、考え方について」の「の」を挿入してくださるようお願い申し上げます。

それでは、今議会最後の質問となりましたので、林業についてから、質問してまいりたいと思います。

森林は、木材を生産するだけでなく、洪水を防ぎ、さらに住民や水田に水を安定的に供給するとともに、空気の浄化やレクリエーションの場を提供するなど、さまざまな機能を有しています。また、京都議定書においても、日本が義務づけられている温室効果ガスの削減6%のうち、約3分の2に当たる3.9%について二酸化炭素吸収量としての森林効果が認められたことで、改めて注目されています。秋田県でも、本年度、水と緑の森づくり税を創設して、森林を含めた秋田の山全体を環境整備しようとしております。国でも、今年度500億円を超える予算を計上しております。

一つ目の質問は、民有林への補助についてであります。森林については、現在、木材価格の低迷により、個人で維持管理をしても、生業としては成り立たない状況であります。そのために、多くの所有者の森林が森林としての役割を果たしていない状況であります。このような状況の中で、除伐、間伐、下刈り、枝打ちなど、まだ、林道の補修について、私有林への支援・補助の内容と、助成金の利用の状況についてお聞きいたします。

二つ目は、里山エリアについてであります。市内の里山エリアの森林保全の計画、それから面積、場所、保全林の構成について伺います。

三つ目は、松くい虫、ナラ枯れ病の現況についてであります。松くい虫対策は、本年度も予算を計上しております。由利海岸林再生プロジェクトでは、松の再生を現在行っております。ナラ枯れについては、つい最近、ナラ枯れが三崎公園で発見されたという報道がありました。松くい虫、ナラ枯れ病の現況について伺います。

四つ目は、市有林についてであります。

一つ目は、市有林の構成について。市で所有する山林はどのような木が植えられているのか、その年数などをお聞きしたいと思います。

二つ目は、利用促進ということでありまして、最初に、公共事業への利用についてであります。新市になってから、象潟中の建設、本年度になってから仁賀保中の建設が始まります。二つの中学

校は相当数の木材を使用してきましたし、今後も使用する予定のようであります。そこで、市内の木を木材や材料として使用する計画がなかったのかどうか、また、今後の公共事業についての木材の利用についての市としての考え方を伺いたいと思います。

それから、もう一つは、私有林の木の処分についてであります。仁賀保の院内の — あそこは……、ちょっと忘れましたが、相当な年数のたった木が1ヘクタール以上あります。あ、滝尻です。滝尻に、相当な、1メートルを超えるような杉の木があるわけでありますけれども、台風などが来ますと、私ども大変心配しているわけであります。そのような木の処分について、市としてどのような考え方、計画を持っているのか、伺います。

次に、農業についてであります。本年度から名称が変更されました水田経営所得安定対策を基本にして質問をしております。

最初に、営農集落についてであります。さきの6月議会の行政報告にもありましたけれども、本年度から市町村特別認定制度が設けられました。その特認の条件と、特認を受けた集落営農組織、認定農業者の数について、そして、新たに本年度営農集落に加入した組織、認定者の数、にかほ市全体では、営農組織、認定農業者の面積とその実数についてお伺いいたします。

また、集落営農の経営と個人の経営形態について伺います。

二つ目は、法人化についてであります。今回の制度では、対象となる集落営農組織は5年以内に法人化するという法人化計画を作成することになっております。集落営農も立ち上がったばかりで、法人化に向けた話し合いや将来に向けた方向性については、これからのことと思っておりますけれども、現在、積極的に法人を立ち上げようとしている組織があるのかどうか、また、今後、法人化に向けた行政の指導、取り組みや課題についてお聞きいたします。

三つ目は、担い手と複合経営についてであります。

最初に、担い手についてでありますけれども、各地域で営農組織が立ち上がり、農家、集落の営農形態も大きく変わろうとしておりますけれども、やはり最大の課題は後継者の確保・育成ではないでしょうか。市の総合発展計画、水田農業ビジョンにもそのことがうたわれております。中核となる担い手を育てるために、市として現在どのように取り組みをしているのか。

それから、担い手としての女性の農業への参画についてであります。本年度の「男女参画白書」が公表されました。白書では地域における女性の活躍を特集し、農林水産分野における男女共同参画の状況を低い水準と指摘しております。農業人口に占める女性の割合は50%を超え、近年では女性の企業への参入も増加しております。その一方で、全国で農業委員4%、認定農家3%という数字になっております。白書では、女性が意思決定の過程に十分参画できないでいるという指摘をしておりますし、食の安全・安心の高まる中で、食育教育や地域における高齢者福祉活動に、より一層の女性の参画を求めています。女性が、今後、今まで以上に農林業に参加できる環境の整備、農林水産物の生産・加工・販売を促進するために、市として女性の参画に対しての取り組み、考え方についてお聞きいたします。

次に、複合経営についてであります。米の消費量は年々減少しております。それにあわせて、転作面積も毎年拡大している現状であります。これはあくまで推計でありますけれども、ある調査機

関によりますと、2050年の米の需要は300万トンと予想されております。現在は約820万トンくらいであります。米以外の農産物を主力として経営を維持しながら農業を続けていく時代がそこまで来ていると思います。生産性の高い、付加価値の高い、米にまさるとも劣らない収入を確保しながら、今後農業を継続していくための課題です。複合経営推進について、市の見解について伺いたします。

次に、農業と観光についてであります。グリーン・ツーリズムは、農山漁村地域において都会や首都圏の人を招き、その土地の自然や文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇生活ということで、地域おこしの有効な施策として積極的に取り組む自治体もふえております。県でも、秋田型グリーン・ツーリズム総合推進事業を行い、受け入れ農家のネットワークづくりを推進しているほか、交流拠点の施設整備を促進し、人材交流などに取り組み、これらを支援しております。このグリーン・ツーリズムの交流の起点となっているのが農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園などあります。農家レストランについては、市内に2カ所開業しております。観光農園については、トマトや花卉の栽培をしている農家もたくさんありますし、観光牧場ということでは、仁賀保高原には土田牧場がありますし、最近ではレストランを開店しております。市民農園については象潟地区に2カ所あると聞いてあります。ただ、民宿については、にかほ市内にはありませんでしたけれども、このグリーン・ツーリズムを推進していくことによって、民宿をやりたい人も出てくるのではないかと考えております。にかほ市は、自然と文化遺産については他の地域に劣らないものがあると思いますし、観光客の誘致に関しては、大きな目標を掲げています。グリーン・ツーリズムを初めとして、農家民宿、農家レストランなど、取り組みについて、当局の考え方をお聞きします。

五つ目は、農地改革政策についてであります。水田経営所得安定化政策とともに、今、改革しようとしている政策が農水省が発表しております農地改革政策であります。政府は、効率かつ安定的に農業経営の実現を図るために、経営する農地面積の規模拡大に取り組んできましたけれども、平成7年の1.5ヘクタールから、17年の1.76ヘクタールと、10年間で1.17倍しか伸びていない状況であります。農地集積が進まない理由として、出し手側の要因としては、機械化の進展により、兼業農家などの経営持続が可能になったこと、農地を人手にゆだねることへの抵抗感があることが挙げられております。また、受け手側の要因としては、近年の農業収益の悪化の中で、担い手の規模拡大意欲が抑制されていること、それから、農地の分散、基盤整備などがおくれ、受け手から見て、望ましい土地がないことが挙げられております。将来、高齢者の現役からの引退、後継者不足などにより、耕作に用いられない大量の農地が発生するのではないかと危惧されております。

この観点から、2009年度をめどに農地法の改革を目指そうとしております。この見直しの中心となるのが耕作困難な農地の有効利用を図るとともに、農地の所有権はそのままにして、利用権の貸し借りは自由化するところであります。2005年には、利用権に限ってその限定条件を取り払い、耕作困難な地域に限って株式会社か、また一般の方々の参入も認められたわけでありましたが、今回、この政策の利用権についてはその限定条件を取り払い、農業は自由に借りられるようにしようとしております。この政策について、市として現在取り組んでいる内容について伺います。

最後は、種苗交換会についてであります。

一つ目は、農業賞の制定についてであります。11月に、にかほ市が発足以来、最大のイベントとも言える秋田県種苗交換会が行われます。にかほを県内、県外に発信する絶好のチャンスであると思います。ぜひ成功してもらいたいと願っております。

そこで、この種苗交換会を機に、にかほ市に新たに農業賞、仮称斎藤宇一郎賞を制定したらいかがなものかという提案であります。この地の聖農と言われている斎藤宇一郎氏は、明治41年から大正12年まで種苗交換会の会頭を務め、また、旧平沢地区においては、当時、腰までつかって田植えをしていたそうですが、乾田馬耕を私財を投じて強力に進め、農業の近代化に大きく貢献しております。その功績をたたえ、後世に伝えていくことも大事でありますし、これまで農業、林業、水産業、畜産業など、第一次産業の発展に貢献してきた人、これからの分野で生きていこうとする人の大きな励みにもなるのではないのでしょうか。当局の見解をお聞きします。

次に、交換会における交通体制についてであります。7号線の山形側から入ってくる分には、それほど皆さん心配をしておりますでしたけれども、秋田方面から入ってくる7号線と高速道が交わる両前寺の交差点から、通称すずらん通りに抜ける7号線の交差点約1キロの区間、非常に車が混雑するのではないかと心配する声があります。現在、国土交通省の説明では、7号線が毎日約1万3,000台、高速道が約9,000台という通行量があると聞いております。現在でも朝夕は大変込み合っている状況でありますし、当局としても万全の態勢をしきたいと思いますけれども、大体この開催期間にどのぐらいの車の量を推定しているのか、また、その対策と体制について伺うものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、小川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民有林の補助についてでございます。林業を取り巻く環境、これは御承知のように大変厳しい状況が続いております。杉丸太の需要の低迷、単価の下落、こうしたことは本来森林所有者へ還元されるべき代金でございますが、国産材時代の到来という期待を持っている中では大変残念な状況でございます。このような状況の中で、林業においては、持続可能な森林経営を推進するために、森林の適正な整備や木質資源の有効活用などの積極的な取り組みが求められているところでございます。御質問の民有林への補助についてでございますが、にかほ市においては、森林の適正な管理の促進と未整備森林の増大を防止するために、民有林の除伐や枝打ち、あるいは間伐等の保育事業に対して、国県の定める事業費の10%以内を森林所有者に、森林組合を経由しながらかさ上げ助成を行っているところでございます。19年度は311万9,000円を交付しておりますが、引き続き財政事情を考慮しながら、支援を行ってまいりたいと思っております。

さらに、森林を適正に管理・整備するに、森林施業計画を作成し、市と協定を結んだ象潟団地、仁賀保団地、金浦団地など、五つの団地が実施した施業実施区域の境界確認作業などに対して、1ヘクタール当たり5,000円、19年度においては、国県補助にかさ上げして752万8,000円を交付しているところでございます。

いずれにしましても、森林の所有者には大変厳しい状況が続いておりますが、来るべき国産材時

代の到来に備えて何とか頑張っていたいただきたいと、そのように思っているところでございます。

他の質問については担当部長がお答えいたします。

次に、担い手と複合経営についてであります。農業従事者の高齢化と後継者不足の中で、いかにして集落機能を維持し、発展させていくのか、大きな課題になっていることは御指摘のとおりでございます。

そこで、にかほ市においても地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成を最重点課題として20年度の施策にも反映をしているところでございます。1例を挙げますと、集落営農組織を地域農業を守る重要な担い手として位置づけて、立ち上がった集落営農組織の発展のための支援策を各種実施しております。中でも、本年度新たにモデル集落営農組織を育成し、市内組織全体のレベルアップにつなげようと支援策を講じているところでございます。

また、集落営農組織以外でも、認定農業者協議会や、花卉生産推進協議会、女性農業者グループなど、多様な担い手の育成支援を行っているほか、にかほ市内で元気な取り組みを行っている農業者や、集落営農組織、女性農業グループなどの活動事例の紹介や、情報交換会の開催、あるいは秋田県農業研修センターへの研修事業への派遣を初めといたしまして、各種研修・講習会の実施など、人づくりに重点を置いた施策をさらに進めてまいりたいと思っております。

また、複合経営についてのかほ市の考え方でございますが、米価下落、生産調整継続のもとで収益確保を図るために、売れる米づくりに対する支援や米生産のさらなる低コスト化への方向づけとあわせて、各経営体の労働力に見合う収益性の高い戦略作物の導入支援を施策の柱としております。本年度は、にかほ市では、県や農協と連携を図りながら、米生産における低コスト化のための水稻直播栽培の導入拡大、あるいは品質向上のための各種事業を実施しているほか、複合経営においては、集落営農組織での取り組みを最重点事項として栽培技術や労働力調整の指導等を継続的に行っております。

また、組織や担い手を対象とした技術習得のための各種研修会等への支援も行っております。そして、複合化に取り組むための負担軽減を図るために、にかほ市では、団地化助成や転作田の廃止対策助成、種子代助成等を行っているほか、産地づくり交付金事業を活用して、これまでの土地利用型作物の重点支援に加え、集落営農組織や認定農業者による収益性の高い換金作物の導入を支援し、所得の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、農業と観光についてでございます。秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会のグリーン・ツーリズム実践者として、にかほ市から3件登録し、平成19年度と同協議会の事業においては、にかほ市で6月と10月の2回、実践講座が開催されております。19年度でございます。また、20年度は、県事業として大竹カナカブの会の実施するグリーン・ツーリズムモデル事業があります。秋田市、由利本荘市など、にかほ市以外の一般市民を対象に募集をしております。9月下旬に実施する計画でございます。市では事務局として支援を行っております。

また、8月には、市内関係団体を招集し、グリーン・ツーリズム推進検討会を開催いたしました。県内外からの来訪者を視野に、市民農園を利用した農業体験学習や市内加工施設を利用した農作物加工体験などを含めた、にかほ市としての特色ある農村滞在型活動の方策を検討しているところ

るでございます。

一方、観光面では、関係各機関と連携した、にかほらしい体験メニューの洗い出しを行い、実施可能な情報収集を行うとともに、観光エージェントへの情報発信など、商品化に結びつけて、交流人口の拡大、地域の活性化につなげていきたいと、そのように考えているところでございます。

いずれにしましても、佐々木正明議員にもお答えしましたように、ある程度の人員を受け入れる体制、それが最も急務な課題でございます。先般、東京のある学校からも、にかほ市を訪れて、これは100人規模でございますが、5泊ぐらいして、農業体験をして、農村交流の中で学習をしたいというふうな調査も来ましたが、100人体制の形のものを受け入れることはなかなかできない状況でございます。この学校は、今から十七、八年ぐらい前からいろいろやっているところでございますが、これまでは公共施設などに宿泊しながらの農業体験でございましたが、その中でも3泊ぐらいは何とか農家などに宿泊してやりたいということですが、残念ながら、にかほ市ではまだそうした体制が整っていないのが状況でございます。したがって、先ほど申し上げましたように、その構築に向けて、今、一生懸命取り組んでいるところでございます。

次に、農地改革についてでございます。農業における高齢化の進行と後継者不足などから、このままの状態が続けば、大量の未利用農地が発生することが予想されるために、限られた農地を有効に活用し、食料自給率を高めることなどがこの背景にあります。農地政策改革は、農林水産省で平成19年1月に農地政策に関する有識者会議を設置して検討され、同年の11月6日に農地改革案として公表されたもので、20年度から21年度において、新たな仕組みとしてスタートできるよう、法制上の措置を講ずるとしているものでございます。

一つ目は、農地情報のデータベース化で、農地情報を地図の上に一元化し、全国共通のデータベースを整備して、全国どこからでもアクセスできるような体制の整備でございます。

二つ目は、作付放棄地の解消に向けた、きめ細かな取り組みの実施で、現状を的確に把握した上で、きめ細かな対策を実施し、5年後をめどに耕作放棄地の解消を目指すものでございます。市では、本年度、国のガイドラインにより、耕作放棄地の全筆調査を実施することになっており、現在調査中であります。

三つ目は、優良農地の確保対策の充実と強化でございます。農用地区域からの農地除外を厳格化し、農地の転用許可が不要となっている病院や学校等の公共転用を許可の対象にするなどの措置を講ずるとしております。

四つ目は、農地の面的な集積を促進する仕組みの全国展開でございます。委任や代理で農地を集めて、面的にまとまった形で再配分する仕組みを全国の市町村段階で展開して、農地の面的集積を促すものであります。本市では、本年度認定農業者を対象に、耕作農地のうち、1ヘクタール以上の団地が形成されている農業者数の調査の実施しております。

五つ目は、所有から利用への転換による農地の有効利用の促進であります。農地の有効利用という理念のもとに、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については、先ほど御指摘がありましたように、厳しい規制を維持しながら、利用権については規制を見直すものでございます。これにより農業経営に意欲のある方などの参入によって農地の有効利用を促進しようというものでござい

ます。新規参入には、一般企業やNPOなども含まれておりまして、市町村、または農地保有合理化法人から、リース方式で土地を借りる場合に限って農業に参入する道が開けることとなります。

一方、担い手農家との競合、あるいは利用権が所有権を認めることにつながらないかという懸念もございます。

以上、農地改革政策について概略を申し上げましたが、今後は国の法整備などに応じて、関係機関と連携を図りながら対処してまいりたいと思っております。

次に、農業賞の制定でございます。表彰は、各分野でその発展に尽くされた方の功績をたたえ、他の模範として知らしめることで、社会的地位を高めることでもあります。また、被表彰者を初め、周囲に対する公益増進、さらなる成果を生み出す上で、とても大事なことだと思います。これまで旧町においても、それぞれの各分野の発展に寄与し、町民の模範と認められる功労があった個人、または団体に対して、表彰して、さらなる成果を期待してきた経緯がございます。この表彰の範囲には、産業の振興に対する功労として農業分野も含まれており、これまで多くの方が農業功労者として表彰を受けており、現在のかほ市における農業振興に多大な影響を与えてきたものと考えております。

御質問の農業賞についてでございますが、種苗交換会の開催を契機に、農業分野で活躍する市民の表彰との御提案ではございます。市が行う表彰は、市政全般にわたって功労のあった者であり、農業分野における表彰もこれに含まれるものであります。また、市が行う以外の表彰では、今年開催される秋田種苗交換会においても秋田県農業の発展に功績があった方々の農業功労者としての表彰制度があり、これまでにかほ市民が農業功労者として表彰を受けております。また、由利地域振興局が地域活動に取り組んでいる団体を表彰する、元気な由利の里づくり表彰などもございます。このことは、種苗交換会で市が直接表彰するのではなく、各種団体の表彰の機会に積極的に推薦など、機会の拡大に努めてまいりたいと思っております。市での功労者表彰という形でなくても、斎藤宇一郎先生の斎藤宇一郎賞という形のもは、例えばいろんな協議会とか、そういう形の中でもひとつ取り組んでいくものはあるのかというふうに思いますが、市としては、今、種苗交換会の中でそうした農業賞ということは考えておりません。

他の質問については担当部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、市長の答弁された以外の御質問についてお答えいたします。

最初に、里山エリアについてであります。森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林整備を支える林業就労者の多くが居住する山村地域を活性化するとともに、花粉発生源対策、竹侵入対策、耕作放棄地対策、野生鳥獣害への対策等、里山エリアが抱える課題に対応しつつ、山林と都市の共生滞留を図り、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を広く創出する必要があります。このため、これらの課題に柔軟に対応するため、地域の創造力を生かせるように、地域の裁量を大幅に拡大して、居住地周辺の森林及び居住基盤の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援するため、国の事業要綱に基づき、にかほ市では、平成18年度に里山エリア再生計画書を県へ提出し、事業採択を受け、里山エリア再生交付金事業を進めており、森林環境保

全整備事業と同様に、市より事業費の10%を補助金として交付しております。この事業は、平成18年度から平成20年度、22年度までであります。にかほ市の森林面積は1万4,689ヘクタールあるわけですが、整備の対象地として7,414ヘクタールを計画しております。このうち、森林の構成としましては、都道府県有林が121ヘクタール、市町村林が1,744ヘクタール、財産区有林が80ヘクタール、私有林が5,469ヘクタールの合計が7,414ヘクタールであります。

この計画によりまして、補助事業により維持管理が可能となるわけでありまして、平成19年度実績では、森林環境保全整備事業のうち、間伐62.89ヘクタールを実施し、事業費が1,803万8,000円ほどでありました。里山エリア事業では、35件の面積にして26.22ヘクタール、事業費は910万5,000円でありました。これにより整備を行っております。

次に、松くい虫、ナラ枯れの現況についてであります。

松くい虫被害は、昭和57年に旧象潟町で被害が確認されて以来、年々拡大し、にかほ市においては、平成10年度をピークに被害は年々減少傾向にあります。気象条件等によって被害量が左右されるため、予断を許さない状況であります。松くい虫防除には、薬剤散布や樹幹注入などの予防対策と、伐倒駆除による被害木を伐採・破砕する駆除があります。市では、国庫補助事業を積極的に活用し、健全な森林整備を図っております。しかしながら、補助事業で実施できるのは、高度公益機能松林や、被害拡大防止松林などの対策対象森林425ヘクタールのみで、対策対象森林以外で松くい虫被害木伐倒処理分担金徴収条例施行規則の分担金の免除に該当しない場合は、事業費の10%を申請者から負担していただき、市単独で防除を実施しております。19年度においては、国庫補助事業として特別伐倒駆除及び地上薬剤散布、無人ヘリ薬剤散布を実施するとともに、市単独事業として特別伐倒駆除、樹幹注入を実施しております。

ナラ枯れにつきましては、先般、新聞等で報道がありましたが、18年8月に、東北では山形県、福島県に次いで、秋田県で初めて象潟町の三崎公園地内で21本の被害が確認されて以降、平成19年度に2本、今年度8月12日に同地内で2本の被害が確認され、被害木については、いずれも県予算により伐採し、幹や枝については林の外に搬出後焼却処理し、残る伐根については、ドリルで穴をあけ、薬剤処理しております。18年の発見以降、県が中心となり、被害拡大を防止するためのハザードマップの作成や、由利地域振興局においてもにかほ市、由利本荘市、森林組合などで構成するナラ枯れ対策協議会において、監視体制の強化、一斉パトロール、被害木の駆除・処理等行っております。

次に、市有林の構成と利用促進についてであります。市有林の構成につきましては、直営林が439ヘクタール、市行分収林、緑資源機構分収林などの分収林が1,256ヘクタールの、総面積1,695ヘクタールとなっております。また、直営林や市行分収造林地の管理については、森林環境保全整備事業、緑資源機構造林事業による請負委託、市直営作業班による国庫補助事業を活用した造林保育事業を実施しております。

今後の利用促進、伐採計画ではありますが、昭和30年代後半に造林された林分につきましては、標準伐期である45年から50年を迎える時期に達しますが、木材価格の低迷、公益的機能の確保の観点から、主伐を見合わせ、長伐期化を図り、良質木材を確保する方向で検討しております。

また、中学校の建設に木材のどのような利用の実態かということにつきましては、産業部のほうで実態については把握しておりません。

それから、院内地区における杉の木であります、処理に困るという場合であります、現在市の炭焼き施設がありますので、こちらのほうで処分できれば、炭焼きとして利用したいという考えもできると思います。

次に、集落営農についてであります。昨年度からスタートしました品目横断的経営安定対策は、担い手の施策の集中化・重点化により、水田農業の体質を強化し、農業の維持発展を図るための国の制度ですが、本年度より、その名称を水田経営所得安定対策に変更し、制度の一部の見直しも行われ、これまでの加入面積要件に満たない認定農業者でも市町村が認めた場合に加入できる市町村特認制度が創設されました。この市町村特認制度を活用して、にかほ市では、集落営農組織の場合は、これまでの面積要件の20ヘクタールに満たない場合でも、集落内農家のうち、8割以上の農家戸数が構成員となる組織、または集落内農家の農地面積のうち8割以上の面積を占める組織を対象としております。また、個人の認定農業者の場合は、これまでの面積要件の4ヘクタール以上に満たない場合でも、水稻のほか野菜や花卉、畜産などの複合作物の取り組みを行っている認定農業者、または水稻直播栽培や減農薬・減化学肥料などの特別栽培認証農産物の取り組みを行っている認定農業者を対象としております。市町村特認制度を活用して本年度新たに安定対策に加入された認定農業者は14人となっておりますが、集落営農組織の加入はありませんでした。

本年度の水田経営所得安定対策の状況ですが、本年度新たに設立した集落営農組織は2組織で、昨年からの加入の組織と合わせて27組織が本年度の安定対策に加入しており、加入面積の合計は1,158ヘクタールとなっております。これらの経営形態ですが、27組織のうち11組織が地域の合意形成による特定農業団体と位置づけられております。また、現在のところ法人組織はなく、すべて任意組織であります。

個人の認定農業者について、農協を通じての加入状況ですが、本年度に新規に加入された方は、市町村特認制度の対象の14人を含めまして23人で、昨年からの加入の方と合わせて、171人となっております。その加入面積の合計は1,019ヘクタールとなっております。

経営形態についてであります。平成19年度対策加入の経営形態では、集落営農組織が水稻を基幹としながら、複合化として重点作物の栽培に取り組んだのは、にかほ地区で大豆14組織、バレイシヨ3組織、金浦地区では大豆3組織、象潟地区では大豆1組織の18組織で、面積は136ヘクタールとなっております。

また、認定農業者152名については、水稻単作が大半を占め、複合経営の取り組みとしては、水稻プラス施設や露地による野菜、花卉が主体となっております。

法人化についてであります。水田経営安定対策のルールの中で、集落営農組織は組織設立時に農業生産法人化計画を立て、5年以内の法人化に取り組むこととなっておりますが、本年度に制度の見直しが図られ、集落営農組織が多様な実態にあることを踏まえ、関係機関による指導が画一的なものや行き過ぎたものにならないよう措置されるとともに、法人化に向けて努力してきたものの、予定期日までに法人化できなかった場合でも、さらに5年の範囲で延期して、再び法人化に取り組

むことができるようになりました。

現在のところ、にかほ市内の組織ではここの二年以内に法人化に向けた具体的な準備作業を行っている組織は見られません。その要因としては、法人化した場合にも、組織を中核的に運営する主たる従事者が明確になっていないことや、農業収入の低迷に加え、燃料や資材の高騰が追い打ちをかけ、法人化した場合の採算性についての不安等もあり、組織内での方向づけがまだ十分に調整できていないようなことが挙げられます。

しかし、これまでの任意組織の営農形態では、自立して発展できる経営体を目指すことは困難で、規模拡大や複合化、多角化などにより、安定的な雇用の場を確保し、持続的な農業経営を図るためには、法人化への取り組みが重要な選択肢であります。このようなことから、にかほ市では、関係機関・団体と連携をとりながら、法人化を目指した企業的な経営手法の導入や所得向上を目指した複合作物の導入、県内外の成功事例の研修など、研修会・講習会等を実施し、組織の意識づけや研さんを図り、農業生産法人化計画について支援をしてみたいと考えております。

次に、種苗交換会開催時における交通体制についてであります。現在、交換会開催に当たっては、会場づくりや運営計画等、多くの観覧者においでいただき、楽しんでいただけるよう種苗交換会事務局において準備を進めているところであります。

御質問の開催時における交通体制ですが、市内への自動車での出入りは、縦貫する国道7号が最も一般的であることから、平常でも相当な交通量に加え、交換会により流入する車がふえ、国道7号の負担が大きくなることが予想されます。特に、仁賀保両前寺の日沿道と国道7号の合流点から市内、また国道7号象潟入り口などが特に混雑の予想されるところであります。また、参観者の多くは、にかほ市内に不案内な方であることから、国道や幹線道路からの会場及び駐車場への誘導も重要な課題と考えております。

このことから、秋田方面及び酒田方面からの流入に対して、情報を提供する案内所を設置し、道路情報や駐車場情報を提供するとともに、配布するリーフレットで国道7号を中心に迂回路等をわかりやすく表示し、他方から会場入りできるような誘導、農業機械化ショー等、関係者の移動には極力国道7号を使わない中山間部の市道や県道を迂回するような形態、ラジオ放送などで道路や案内所情報の提供、会場までの国道7号や迂回路、駐車場への誘導看板を設置するとともに、主要地点では人員による誘導を計画しております。このような混雑を解消するため、さまざまな方法を検討しながら、スムーズな交通運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後とも仁賀保警察署等とも対応を協議しておりますが、さらに一層詰めてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。時間が迫っておりますので、質問が多岐にわたっておりますので、要点でひとつお願いします。

8番（小川正文君） 丁寧な答弁でありまして、私もこんなに長くかかるとは思っておりませんでした。再質問、たくさん考えておりましたけれども、議長、あれですか、次の議会まで持ち越してもよくないですか、これ。再質問については、

議長（竹内睦夫君） それは結構です。

8 番（小川正文君）　そうですか。そうすれば、今回はここで、もう時間も来ましたので、やめたいと思います。要点だけ。次の議会にもう一度要点だけ再質問したいところがありますので、この点について配慮願いたいと思います。

以上で……

議長（竹内睦夫君）　一応区切って……

8 番（小川正文君）　そういうことで、今回、この場で一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君）　これで8番小川正文議員の一般質問を終わります。
所用のため5間だけ休憩します。

午前 11 時 36 分　休　憩

午前 11 時 43 分　再　開

議長（竹内睦夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議提第10号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。議提第10号について、7番佐々木正明議員の説明を求めます。7番佐々木正明議員。

【7番（佐々木正明君）登壇】

7番（佐々木正明君）　議提第10号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

平成20年9月10日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤文昭、同じく加藤照美、同じく菊地衛、同じく本藤敏夫、同じく佐々木正己、同じく山田明。

にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則でございます。これは、地方自治法の一部改正に伴うもので、実際に議会運営等の目的で開催している議会全員協議会等は、法律または会議規則上、正規の議会活動として位置づけられていないことから、会議規則第157条（協議または調整を行うための場）これを新設し、同改正規則の別表に記載している議会全員協議会等を正規の議会活動として位置づけるものであります。

これにより、同改正規則の別表の会議等を開催した場合は、公務災害等の対象となります。この改正についてよろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君）　ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。議提第10号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定については、議会全

員による協議の結果に基づく議員提出の議案です。申し合わせにより議提第 10 号についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。これで議提第 10 号についての討論を終わります。

これから議提第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 10 号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 47 分 散 会